

### 食と地域の再生に向けて

## 農業者への「経営所得安定対策」

経営所得安定対策は、販売価格が生産費を長期的に下回っている作物を対象に、その差額を交付する制度です。

### 対象作物ごとの支援策

#### ●米(主食用米)

生産調整(生産数量目標)に従って作付けし、目標を達成すると、交付金が支払われます。  
対象／主食用米を販売目的に生産する農家、集落営農組織  
交付対象面積／主食用米の作付面積から自家消費米相当として、一律10aを除いた面積  
交付単価(10a当たり)／7、500円

#### ●戦略作物(麦・大豆・米粉用米・飼料用米・加工用米など)

生産数量目標の達成にかかわらず、作付けた面積に対して交付金が支払われます。

対象／水田で、対象作物を販売目的に生産する農家、集落営農組織

交付単価(10a当たり)／●麦・

大豆・飼料作物：35、000円  
●米粉用米・飼料用米：55、000～105、000円  
●ホールクロップサイレージ用稲：80、000円 ●加工用米：20、000円

※二毛作助成や耕畜連携助成、産地交付金などもあります。

#### ●畑作物(麦・大豆・てん菜・

でん粉原料用ばれいしょ・そば・なたね)

生産数量目標に従って作付けし、目標を達成すると、交付金が支払われます。

対象／水田や畑で、対象作物を販売目的に生産する農家、集落営農組織

交付単価／「数量払」と「面積払」の併用

### 申請が必要

農業者には、4月以降に申請書を郵送します。必要事項を記入し、6月30日(月)までに提出してください。

※くわしい内容は、農林水産省

のホームページ(<http://www.maff.go.jp>)で見ることが出来ます。

国営農水産課振興班(☎68・1175)、関東農政局千葉地域センター匝瑳支所(☎72・0341 ※問い合わせのみ)

4月1日(火)までに

### 軽自動車の変更手続き

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。所有者が変わった場合や、使用していない車両を持っている人は、変更手続きを済ませてください。

### 取扱窓口

小型特殊自動車・原動機付自転車(125cc以下)／市税務課  
二輪車(125cc超)／関東運輸局千葉運輸支局

軽自動車(三輪以上)／軽自動車検査協会千葉事務所

関市税務課課税班(☎62・5321)、関東運輸局千葉運輸支局(☎050・5540・2022)、軽自動車検査協会千葉事務所(☎043・245・0163)

### 加入区分が変わったときは

## 国民年金の届け出を

国民年金は、老後の生活資金となる老齢年金のほか、心身に障害がある人のための障害年金、働き手を亡くしたときに家族が受給する遺族年金など、その加入者や家族の生活を支えるための制度です。

加入者は、就職や退職、結婚などにより加入区分が変わった

場合、届け出が必要です。

### 【加入区分】

第1号被保険者

自営業者、学生、フリーアル

バイター、無職の人など

第2号被保険者

会社員など(厚生年金保険や

共済組合に加入している人)

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されて

いる配偶者

国民年金課高齢者医療年金班(☎62・5332)

| 届け出が必要なとき                                                                                                                      | 異動の内容                      | 届け出先         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|--------------|
| 20歳になったとき<br>(厚生年金や共済年金加入者を除く)                                                                                                 | 第1号被保険者になる                 | 保険年金課<br>各支所 |
| 60歳未満の人が退職したとき<br>(厚生年金や共済年金加入者の場合)                                                                                            | 第2号→第1号<br>(第3号に該当する場合を除く) |              |
| 厚生年金保険などに加入している配偶者の扶養になっている20歳以上60歳未満の人で、<br>●配偶者が…<br>(1)退職したとき<br>(2)65歳になったとき<br>(3)死亡したとき<br>●配偶者の扶養から外れたとき<br>●配偶者と離婚したとき | 第3号→第1号                    |              |
| 就職したとき                                                                                                                         | 第1・3号→第2号                  | 勤務先          |
| 配偶者の扶養に入るとき                                                                                                                    | 第1・2号→第3号                  | 配偶者の勤務先      |

**受け付けは3月17日(月)まで  
市県民税の申告と所得  
税の確定申告**



市県民税・所得税の申告期限は、3月17日です。期限間際は、市役所や税務署の窓口は大変混み合います。混雑しないうちに申告を済ませましょう。

住んでいる地域にかかわらず、どの場所でも受け付けできます。  
**受付場所と受付日**

市役所本庁特設会場／3月17日(月)まで

飯岡支所1階特設会場／3月3日(月)～7日(金)  
干潟支所1階会議室／3月10日(月)～14日(金)

※土・日曜日を除く。海上支所

での受け付けは終了しました。  
受付時間／午前8時30分～正午、午後1時～5時

**申告のときに必要な物**

①申告書と印鑑

②給与所得者は、源泉徴収票または給与支払証明書

③営業・農業などの事業所得者は、収入と支出の分かる帳簿や固定資産土地家屋課税証明書など

④医療費、社会保険料、寄付金、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、領収証や証明書など

※国民年金保険料についても証明書の添付が必要です。

⑤前年、確定申告をした人は、申告書の控え

**経費などの集計は事前に**

経費、医療費は集計を済ませてきてください。済んでいない人は、集計が終わるまで順番を待つことがあります。

**次の人は税務署や税理士などへ**

①青色申告の人

②事業、不動産所得がある白色申告者で、収入金額合計が1,000万円以上の人

③土地・建物、株式・投資信託、先物の譲渡所得、山林所得のある人

④雑損控除を受ける人

⑤その他、複雑な案件

関市税務課課税班(☎62・53・21)、銚子税務署(☎0479・22・1571)

**公共下水道  
4・0haが新たに利用  
開始**

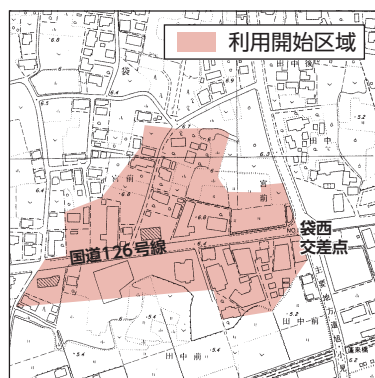
3月31日(月)から二地区の一部で、新たに利用が始まります。  
**利用が始まる区域内の皆さんは**  
利用開始日(3月31日)から1年以内に下水道に接続するための排水設備工事をしてください。工事は、市の指定した「下水道排水設備指定工事店」に申し込んでください。

また受益者負担金を納めてください。そのほか下水道に接続し使用を始めると、使用料がかかります。

**補助金・利子補給制度**

排水設備工事の費用は自己負担ですが、補助金および利子補給の制度を設けています。

関下水道課管理班(☎62・53・57)



**高めよう健康意識「第48回市民健康講座」開催**

健康への関心を高めてもらうため、定期的に市民健康講座を開催しています。誰でも無料で参加できます。

日時／3月8日(土) 午後2時～4時

※午後1時20分JR旭駅発、旭中央病院行きバスあり。

場所／本館3階しおさいホール

**【講座内容】**

「知っておきたい耳鼻咽喉科疾患～油断大敵！のどの病気～」(耳鼻咽喉科部長・医師：安藤裕史)

のどにはさまざまな機能があり、そこに発生する病気は日常生活に支障をきたすばかりでなく、生命に危険を及ぼすこともあります。のどの構造・機能・病気などについて、分かりやすく説明します。

「あなたの肝臓は大丈夫ですか？～知っておきたい肝臓の話～」(外科医長・医師：石田隆志)

症状が出にくく「沈黙の臓器」ともいわれる肝臓には、肝炎や肝臓がんなどの病気があります。「日常生活での予防法」「早期発見のためには」などを紹介します。

関旭中央病院(☎63-8111・代表)

**旭中央病院便り  
vol.19**

<http://www.hospital.asahi.chiba.jp/>

**初診の患者さんは紹介状を持参してください**

国では、病院の機能分化を推進しており、当院のようなベッド数が500床以上ある病院は、紹介患者を中心とするように求められています。このため当院では初診の患者さんに、紹介状の持参を呼び掛けています。

また紹介状を持参の患者さんに、診療を優先的に行う運用を一部の診療科で開始しています(今後拡大予定)。このほか、選定療養費(2,100円)が不要となりますので、紹介状を持参した患者さんは金銭的な負担も軽減されます。

このように当院での受診の際には、かかりつけ医、または近くの病院や診療所からの紹介状を持参してください。

